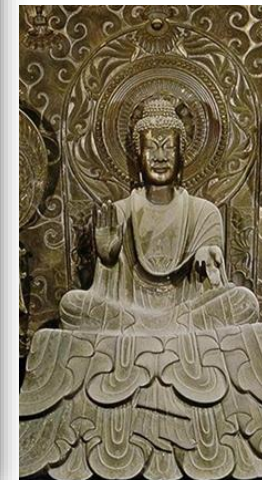
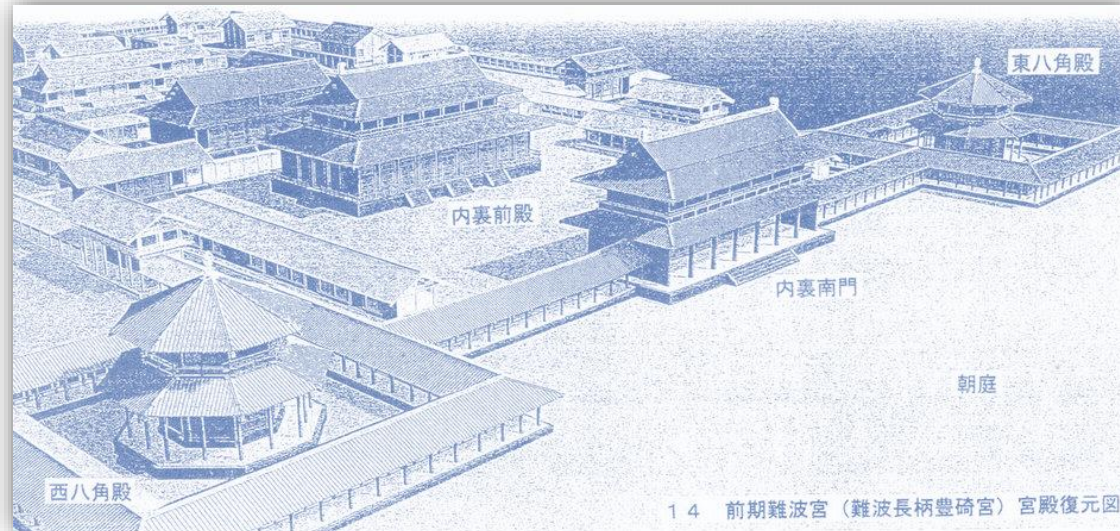
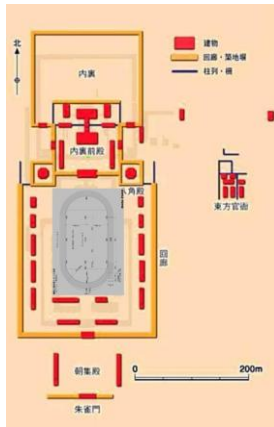


伊勢王 (いせのおおきみ) の時代(1) ～盗用された常色の天子の事績～

『書紀』白雉3年(652)秋9月に、宮造ること己に訖りぬ。其の宮殿の状、殫に論ふべからず。
『書紀』天武12年(683)12月庚午(17日)詔して曰く、凡そ都城・宮室、1処に非ず、必ず兩参造らむ。故、先づ難波に都造らむと欲す。



14 前期難波宮(難波長柄豊碕宮)宮殿復元図

これまで述べてきた倭国（九州王朝）の歴史(1) —倭国（九州王朝）の天子「阿每多利思北孤」

倭奴国以来の我が国の代表者は倭国（九州王朝）で8世紀初頭に日本国（大和朝廷）に併合された

『後漢書』から『旧唐書』に至る中国史書に記す倭国の王の名は、『古事記』『書紀』に一切登場しない。そして『旧唐書』には、「倭国」と「日本国」は別国で、歴代中国王朝と交流していたのは光武帝から金印を下賜された倭奴国を継ぐ九州の倭国（九州王朝）で、その領域は東西5月行・南北3月行とあり、「大和朝廷」を指すと考えられる「日本国」に併合されたと記す。

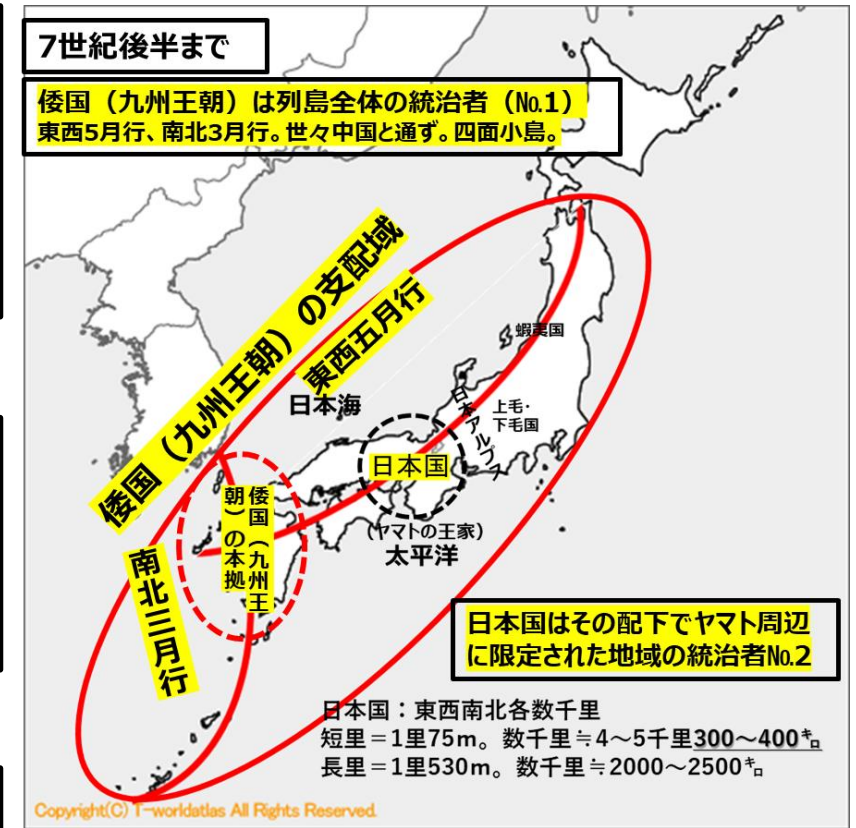
七世紀初頭の倭国（九州王朝）の天子は阿每多利思北孤

『隋書』には、7世紀初頭600年・607年に、「日出る処の天子」を名乗り「菩薩天子」を自負する「倭王」阿每多利思北孤が、使節を派遣し、隋の煬帝はこれに対し裴世清を遣して王と面談させたと記す。多利思北孤の倭国は山島で、阿蘇山が噴火し、気候温暖・水多く陸少ないとあり、九州島を指す。

法隆寺釈迦三尊像光背銘の「上宮法皇」は厩戸でなく多利思北孤

厩戸皇子は法皇や天子（天皇）ではなく「法興」年を用いたこともない。多利思北孤と太子の名も違い、上宮法皇とも薨去年や母・妻の名が違う。

この点多利思北孤の自負した海東の「菩薩天子」は、菩薩（仏教上のトップ）であり天子（政治上のトップ）を兼ねる意味で「法皇」に相応しく、「法興」は煬帝に対して述べた「仏法を興す」の要約で、多利思北孤の「法号」に相応しい。従って、「聖徳太子」とされる上宮法皇は厩戸皇子ではなく、多利思北孤を指すと考えられ、多利思北孤の時代に倭国（九州王朝）は物部氏を討伐して、「仏教治国策」により東国まで勢力を拡大したと考えられる。



これまで述べてきた倭国（九州王朝）の歴史(2)一「多利思北孤」の対隋外交

『書紀』の「遣唐使」と裴世清のヤマト来朝記事

疑問：隋代なのに『書紀』は何故一貫して「唐（618年建国）」と書くのか

①推古15年（607）に小野妹子を「遣唐使」として派遣。②推古16年（608）に「大唐の使人」**鴻臚寺の掌客裴世清**と共に帰国。妹子は**国書を百済人に掠め取られた**とするが、裴世清は「倭皇」に拝謁し国書を奏上。裴世清が帰国。小野妹子らが送る。③推古17年（609）小野妹子ら帰国。



【通説】遣隋使を遣唐使と書いただけ。推古朝の遣隋使はあり、裴世清は大和を訪れた。

『隋書』に「倭王多利思北孤」から使節が送られ、裴世清を派遣したと記す

①開皇20年・推古8年（600）に倭王阿每多利思北孤が高祖文帝に遣隋使を派遣。②大業3年・推古15年（607）にも、多利思北孤の使者が「日出ずる處の天子、書を日没する處の天子に致す」と記す国書を携え煬帝に朝貢し、併せて数10人の沙門も派遣された。③煬帝は、翌大業4年・推古16年（608）に、返使として文林郎裴世清を遣し

遣隋使を派遣したのは九州の多利思北孤。裴世清が訪問したのも九州の倭国

①倭王は阿每多利思北孤でヤマトの推古や厩戸と異なる。②阿蘇山があり、温暖で冬も草木が青く茂り、水多く陸少ない国で、ヤマトとは風土が異なる。③**裴世清は倭王と面会しているが「女帝」とは記していない**。④『隋書』では数10人の沙門を派遣、『書紀』では妹子と通事の鞍作福利の2人。④『隋書』で裴世清を出迎えたのは幾百人、200余騎。『書紀』では4人と飾船30隻、3人と飾騎75匹。ただし、裴世清帰国後、倭国は大業4年（608）の煬帝の「流求侵攻」を受け、**隋と断交する**（『隋書』倭国伝：大業4年（608）「復た使者を清（裴世清）に随い來らせ方物を貢ぐ。此の後遂に絶つ。」）

私は倭国に来て火を噴く山を初めて見たのです。阿蘇山というらしい。何たる怪異！



『書紀』の小野妹子らの「遣唐使」派遣と裴世清のヤマトに来朝したと見える記事、国書紛失事件は何なのか

これまで述べてきた倭国（九州王朝）の歴史(3)隋の裴世清は大和へは行かなかった

【古田武彦】『書紀』記事は10～12年後の「推古朝の遣唐使」記事が移されたもの。推古朝の遣隋使は無かった

- ① 隋代なのに『書紀』は一貫して「唐・大唐」と書く。② 国書にある「宝命」（朕、宝命を欽（よろこ）び承（うけ）て、區宇（あめのした）に臨み仰ぐ）は初代の皇帝、唐の高祖に相応しい。③ 隋の煬帝の時代には「鴻臚寺の掌客」という官は無く「唐代に復活」している。

（疑問）ただ、この説では唐代に裴世清が再びヤマトを訪問したことになる。そうであれば『書紀』は年代を移す必要はなく、堂々と実年代に唐の裴世清のヤマトへの来朝を記せばよい。しかしそうっていない。

真相は小野妹子の国書紛失事件に隠されていた ヤマトから派遣された妹子は国書を得ることが出来なかった

百済人が隋（唐）の使節から国書を掠み取るなどあり得ない。また国書を盗まれた小野妹子が不問に付されることもあり得ない。国書は裴世清が所持するはずで、妹子が保持するはずはない。裴世清は「掠み取られた」はずの国書を奏上している。「掠み取られた」とは『書紀』の潤色で、妹子は国書を持ってなかった（得られなかった）。『書紀』はこれを隠し「盗まれた」とした。

小野妹子は621～622年に新羅を頼んで唐に入朝した

唐は618年に建国し、百済・新羅は621年に遣使・朝貢している（新羅は623年・624年にも朝貢）

【新羅の唐への遣使】①『三国史記』新羅本紀：武徳4年（621）「秋7月。王遣使大唐。朝貢方物。高祖親勢問之。遣通直散騎常侍庚文素來聰。賜以璽書及書屏風錦綵3百段。」

②『旧唐書』新羅伝：武徳4年（621）王眞卒遣使者入朝。高祖詔通直散騎侍郎庚文素持節答費。

そのころ新羅の使節がヤマトを訪問していた

『書紀』推古29年（621）に、新羅の使節が来訪。「初めて」我が国に国書を齎したと記す。31年（623）（実際は岩崎本の622年が正しい）に新羅の使節が仏像等を太秦寺や四天王寺に奉納しているから、これは大和近郊に来朝した新羅と「ヤマトの王家」との外交関係の樹立を意味する。その際、唐から学問僧も帰国し唐との交流を勧めている。そして632年の唐の高表仁は新羅の送使と来朝しているから、新羅に行くことが唐へのルートだった。ヤマトの王家は新羅に随行して唐との交流を試みた。



実は新羅の唐への朝貢に随行したので、我が国の正式な使者ではなかった。だから国書はもらえなかったんだが、体裁が悪いので盗まれたことにしよう。

小野妹子のつぶやき

これまで述べてきた倭国（九州王朝）の歴史(4)倭国（九州王朝）の外交とヤマトの王家の外交

ヤマトの王家は唐への独自外交を模索する

九州の倭国（九州王朝）と緊張関係が醸成

ヤマトの王家は「倭国（九州王朝）」の隋との断絶と、唐と新羅との交流が開始されたのを契機に、新羅の使節に随行し唐に渡り、隋に派遣していた高向玄理等の学問僧を手掛かりに、新興の唐への独自外交を始めようとした。その際唐で妹子らに対応したのが、隋で文林郎として倭国を訪問し、唐で鴻臚寺掌客となった裴世清だったのではないかと。しかし唐は主権者「倭国」の使者でない小野妹子に国書は渡さなかった。小野妹子が新羅使節に随行したのであれば、『旧唐書』に新羅の遣使記事はあっても倭国の遣使記事が無いのも理解できる。*裴世清が奏上した「唐の国書」（「皇帝、倭皇を問ふ。使人長吏大禮蘇因高等至りて懷（おもひ）を具（つぶさ）にす。…」は、来訪した小野妹子に応接した裴世清の口頭の宣旨（外交上のねぎらいの言葉）を、『書紀』編者が唐の皇帝の国書であるように「編集」したものと考えられよう。

いつまでも筑紫の臣下扱いされたくないよ。独自に唐に接近しよう。



舒明・蘇我蝦夷ら

小野妹子の「遣唐使」と「裴世清の来訪」は別の事件だった

誰もが「小野妹子の遣唐使記事」と「裴世清来訪記事」は一連の記事（同一の事件）だと考えてきた。しかし、そうではなく「2つの別々の出来事」つまり「隋代の裴世清の倭国来訪記事」と「成功しなかったヤマトの天皇家による小野妹子の唐派遣による独自外交記事」を合成したもので、「裴世清はヤマトに来なかった」が、「妹子は実際に唐に渡った」と考えられる。*推古17年（609）に百済の僧が「呉国に乱があって入国できなかった」と語った記事があるが、李子通が江南に建国した呉国は619年～621年にしか存在しないから、江南ルートが不通だったのはその間、特に末年と考えられ、『書紀』には12年程度の「繰り上げ」がある。

九州の倭国の使者でないから国書は出せぬ。裴清、よきにはからえ



唐太宗

推古16年（608）隋の裴世清は多利思北孤の遣使に対応し、倭国（九州王朝）を訪問、国書を上奏し、帰国した。一方、ヤマトの王家は、倭国の隋との断絶を契機に独自外交を進めるため、621年の新羅の遣唐使に随行し鴻臚寺掌客となった裴世清を通じて外交関係を築こうとしたが、唐は倭国の使者でないとして国書は渡さなかった。

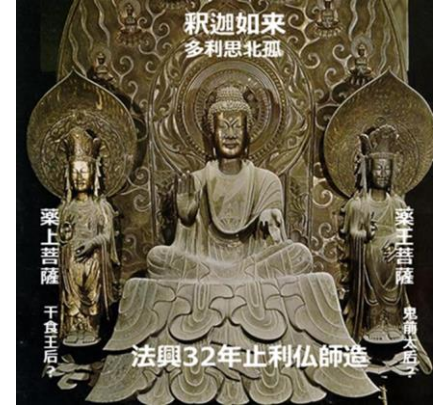
5

唐代においても我が国を代表していたのは漢の光武帝以来代々の中国王朝と交流してきた倭国（九州王朝）だった

これまで述べてきた倭国（九州王朝）の歴史(5)次代を担った太子「利歌彌多弗利」

多利思北孤の次代の倭国（九州王朝）の天子は利歌彌多弗利

多利思北孤（上宮法皇）には利歌彌多弗利という太子があり、上宮法皇の登遐の翌年623年に九州年号が「仁王」に改元されている。これは利歌彌多弗利が623年に次代の天子に即位し、九州年号を「仁王」と改元したことになる。



「聖徳年号」が示す利歌彌多弗利の法皇即位

我が国の多くの史書に629年～634年の間「聖徳」年号が記され、635年には九州年号が「僧要」に改元される。従って、「聖徳」も九州年号の系列となろう。「聖徳」は、新羅の真興王が、父の法興法皇の「徳を継ぎ聖を重ね（継徳重聖）即位した（『三国遺事』）」とあるものの要約で、父の多利思北孤・上宮法皇の後継者に相応しい法号だ。そこから、利歌彌多弗利も「聖徳」という法号を得て法皇となったと考えられる。「法興」が上宮法皇の年紀として使われたなら、「聖徳」も同様に法皇の年紀として使われたことになろう。そこから利歌彌多弗利も「聖徳太子」のモデルと考えられる。

*「南岳禪師後身説話」では、南岳禪師（慧思。514～577）は倭国王子に転生し仏法を興隆し衆生を済度したとする。つまり慧思は「聖徳太子」に転生したというのだが、「聖徳太子」の生誕は572年（伝記ほか）または574年（上宮聖徳法王帝説ほか）で禪師の逝去以前でなりたたない。このことも、利歌彌多弗利もまた「聖徳太子」のモデルであることを示している。

利歌彌多弗利には唐の高表仁と「礼」を争った倭国王子がいた

今後の話の中心となる倭国（九州王朝）の天子

『旧唐書』倭国伝には、貞観5年(631) 倭国が朝貢してきたので、翌632年に高表仁を使者として送ったが、表仁には綏遠（遠隔の国との関係を取りまとめる）の才が無く、王子と礼を争い、任務を果たせず帰国したと書かれている。

利歌彌多弗利の登遐後「唐の使者高表仁と632年に礼を争った王子」が即位し「常色」と改元したと考えられる

これまで述べてきた倭国（九州王朝）の歴史(6)唐の高表仁と「礼」を争った倭国王子

利歌彌多弗利及び唐の高表仁と「礼」を争った倭国王子

貞観5年(631) 遣唐使再開

多利思北孤の時代の607年に遣隋使を派遣、折り返しに来朝した隋の裴世清が帰国した後、倭国は大業4年（608）の煬帝の「流求侵攻」を受け、隋と断交している。◆『隋書』（倭国伝）大業4年（608）。復た使者を清（裴世清）に随い来らせ方物を貢ぐ。此の後遂に絶つ。

それ以来中国王朝との交流が途絶えていたが、利歌彌多弗利は631年に23年ぶりに「遣唐使」として交流を復活させた。◆『旧唐書』（倭国伝）貞観5年(631) 使を遣して方物を献ず。太宗（李世民）其の道の遠きを矜（あわれ）み、所司に勅して、歳ごとに貢せしむる無し。又、新州の刺使高表仁を遣し、節を持して往きて之を撫せしむ。表仁、綏遠の才無く、王子と礼を争い、朝命を宣べずして還る。（高表仁は舒明4年632来朝、633年に帰国）＊「節」は天子の命を受けた使者（持節大使）が授けられるしるしであり、唐の太宗直々の使者であることを示している。唐代的専使符節僅有兩級、一為旌、二為節、“旌以專賞、節以專殺”（《新唐書》卷24《輿服志》）



不調に終わった倭国（九州王朝）と「唐」双方の外交

白村江への道を進み始める

唐の二代目皇帝として即位した太宗（在位626～649）は、隋と断交して唐代になっても長く関係が失われていた倭国が朝貢したので、冊封を受けさせるべく使者を派遣したと考えられる。その際、武徳4年（621）の初めての朝貢で冊封を受けていた新羅は、以後毎年朝貢していた、そこから、遣使の目的は冊封を受けさせることで、そのため太宗は倭国が遠国であるとし毎年朝貢を免除し優遇することとした。◆『三国史記』武徳4年（621）3月。唐高祖（李淵）使を降して、王を冊して桂国楽浪郡公新羅王とす。

高表仁はそうした太宗の優遇措置にもかかわらず、強硬に外交交渉を進め、関係を悪化させた。これは隋代多利思北孤に再び遣使・朝貢を成功させた裴世清に比べ、外交の拙さを示し、「表仁、綏遠の才無く」との言葉はその非難だと推測できる。

「冊封を受けるか（臣下としての礼をとるか）否かの交渉」の際表仁と礼を争ったのは、時期的に見て「利歌彌多弗利の王子」で、彼は多利思北孤の例に倣い唐との対等外交を主張したと考えられる。王子も対等外交を譲らぬ「強硬派」だったことになる。「朝命を宣べずして還る」とは、唐側・倭国（九州王朝）側双方にとって、初めての外交が不調に終わったことを意味する。

これまで述べてきた倭国（九州王朝）の歴史(7)「仏教治国策」から「集権体制強化」へ

仏教をめぐる東アジアの情勢変化

「仏教治国策」の曲がり角

唐の成立で、**仏教をめぐる東アジアの状況も多利思北孤の時代と大きく変化**。菩薩戒を受けた煬帝は滅ぼされ、唐の高祖李淵は626年には仏教・道教の二教を廃毀する詔を発した。さらに、玄奘三蔵の訳経事業を支援した次代の太宗も、国内政治では貞観11年（637）に「**道先僧（仏）後**」の詔を発し、道教を上位におき仏教抑圧施策をとる。こうした唐の仏教施策の変化を踏まえると、倭国王子と高表仁の対立には、冊封問題に加え、①唐朝の**仏教冷遇方針**を体現し、菩薩天子の権威を認めない唐高祖と、②多利思北孤以来の「**仏教治国策**」即ち、天子が「法皇・菩薩天子」として仏教上の権威を併せ持ち統治する政治体制を否定できない倭国（九州王朝）の対立が加わっていたことになる。利歌彌多弗利が、「聖徳」年号に示されるように父多利思北孤・上宮法皇の徳を継ぐ（継徳重聖）ことを目指していたなら、仏教治国策を簡単に放棄できなかったのは当然かもしれない。



利歌彌多弗利の末年と王子の時代

『仏教治国策』から「集権体制の強化・富国強兵」へ

高表仁の帰国の翌年に、「聖徳」年号は九州年号「仁王」とともに634年で終る。これは、隋代の仏教による統治の破綻と、唐の仏教冷遇姿勢を実感した利歌彌多弗利は、唐の仏教抑圧政治に対応するため、僧籍から離れたことを意味するのではないか。「法皇としての年紀『聖徳』」をやめ、政治と仏教を分離、仏教については新たな指導僧を任命、九州年号を「**僧要**」と改元した。利歌彌多弗利はこれ以後は、**唐との関係悪化に備え、唐と礼を争った王子を中心に据え、武力の充実と国内での集権体制の確立を急ぐ事になった**と考えられる。王子を中心に据えたのには**利歌彌多弗利の健康問題**があった。

『書紀』舒明12年（640）（九州年号「**命長元年**」）五月には、僧惠穩等による**無量寿経講話記事**がある。
◆舒明12年（640）5月辛丑（5日）に大きに設齋（をがみ）す。因りて、惠穩僧を請せて、無量寿経を説かしむ。『無量寿経』は無量寿仏（阿弥陀仏）の功德を説く經典。阿弥陀仏の梵名「アミターユス」は、「無限の寿命をもつもの」の意味で、その漢訳が無量寿仏だ。従って「**無量寿**」は「**命長**」を意味し、「命長」改元は利歌彌多弗利の長寿を祈念した倭国（九州王朝）の「無量寿経講話」にちなむもので、利歌彌多弗利の健康の悪化を示している。以降倭国（九州王朝）は王子の時代を迎える。

多利思北孤以降の倭国（九州王朝）の天子の系譜（まとめ）

- 1、多利思北孤（端政元年（589）即位～法興元32年（622）薨去）
- 2、利歌彌多弗利（仁王元年（623）即位～命長7年（646）薨去）
- 3、「高表仁」と礼を争った太子（常色元年（647）即位～白鳳元年（661）薨去）



① **多利思北孤（上宮法皇）は「法興元32年（622）2月22日」に「登遐」**（「釈迦三尊像光背銘」による）

◆「法興」は多利思北孤の法号であり、法興元とは「法皇としての年紀」を示す。隋煬帝も法号（総持）を持つ

② **翌623年『隋書』に多利思北孤の太子とある「利歌彌多弗利」が即位し九州年号を「仁王」と改元**

◆『隋書』太子の名を利歌彌多弗利と号く。『光背銘』時に**王后・王子等**、及び諸臣と與に、深く愁毒を懷き、共に相ひ発願す。

③ **聖徳元年（629）に多利思北孤を継ぎ「（聖徳）法皇」に即位。**

「聖徳」は、父法興法皇の「**徳を継ぎ聖を重ねる（継徳重聖）**」との意味を持つ法号で、かつ法皇としての年紀を示す。

◆『三国遺事』卷第三「真興すなわち（父法興王の）徳を継ぎ聖を重ね、衰職（こんしよく）を承け九五に処る（即位した）」

利歌彌多弗利も父多利思北孤と共に「聖徳太子のモデル」となる。

◆「南岳禅師後身説話」南岳禅師（慧思。514～577）は倭国王子に転生し仏法を興隆し衆生を済度したとするが、「聖徳太子」の生誕は572年または574年で禅師の逝去以前。

④ **631年に倭国王子が唐の使者高表仁と「礼」を争う**

◆『旧唐書』（倭国伝）貞観5年（631）新州の刺史高表仁を遣わし、節を持して往いて之を撫せしむ。表仁、綏遠の才無く、王子と礼を争い、朝命を宣はずして還る。

⑤ **（聖徳）法皇（利歌彌多弗利）は九州年号命長7年（646）に薨去。**

◆『善光寺縁起』仰願本師彌陀尊 助我濟度常護念 命長七年丙子二月十三日 進上 本師如来寶前 斑鳩厩戸勝鬘

⑥ **翌647年高表仁と「礼」を争ったと考えられる王子が即位し、九州年号を「常色」と改元。**

以降「常色元年に即位した天子」が『書紀』で「伊勢王」（「万葉歌」で中皇命）と記す人物であることと、その事績を述べる

利歌彌多弗利崩御と「常色元年に即位した天子」伊勢王 (いせのおおきみ)

利歌彌多弗利の崩御（646）と常色元年（647）の新天子の即位

利歌彌多弗利は『善光寺文書』に厩戸が命長7年（646）に重病に堕ちた記事があり、翌647年に九州年号が「常色」に改元される。そこから利歌彌多弗利は646年に崩御。新天子が即位し、この天子が唐と礼を争った王子だと考えられる。

「常色元年」に即位した天子の名は何か

「常色元年」に即位した天子の名は不明だが、『書紀』には「伊勢王」が、白雉元年（650）～持統2年（688）に10回記されている。そして伊勢王が「二度薨（みう）せぬ（薨去）」など不可解な記事が多く見える。

- ① 齊明7年（661）6月、伊勢王薨せぬ。
- ② 天智7年（668）6月、伊勢王と其の弟王（おとみこ）と、日接りて薨せぬ。未だ官位を詳にせず。

不可解な『書紀』の「伊勢王」記事

伊勢王は二度死去し、死去後も長年活躍する

① 白雉元年（650）2月	伊勢王は白雉改元の式典で白雉の輿を5人で担ぐ	→ 直前まで4人で担いでいた
② 齊明7年（661）6月	伊勢王が薨去する。	何故伊勢王は2度死ぬのか
③ 天智7年（668）6月	伊勢王と其の弟王が相次いで薨去する。官位不明	
④ 天武12年（683）12月	諸王五位の伊勢王は天下を巡行し、諸国の境界を定める。	
⑤ 天武13年（684）1月	伊勢王は諸国の境界を定める。	境界画定とは何か不明
⑥ 天武14年（685）1月	伊勢王らはまた東国に向う。	何の為東国に向うのか不明
⑦ 朱鳥元年（686）1月	伊勢王は高市皇子と共に無端事（あとなしこと）に答え褒賞を得る。	
⑧ 朱鳥元年（686）6月	伊勢王は飛鳥寺に遣され僧侶に（*天武の）病平癒を祈願させる。	「無端事」とは何か不明
⑨ 朱鳥元年（686）9月	浄大肆伊勢王は（*天武の）殯の儀で、諸王を代表して誅する。	
⑩ 持統2年（688）8月	浄大肆伊勢王は（*天武の）葬儀を主催する	

天武にとって重要人物なのにその後の消息は不明 10

「伊勢王（いせのおおきみ）」とは何者か一何故倭国（九州王朝）の天子といえるのか

伊勢王の逝去に「薨」の字が用いられている

「薨」は天皇家の皇族と他国の王の死に用いられる用語

律令制では「薨」は、皇太子や大臣などの死の「薨御」、親王や三位以上の死の「薨去」に使われる用語。従って、「未だ官位を詳にせず」とあるが、『書紀』編者は伊勢王と弟王は極めて高い地位にあると認識していたことになる。

ただ、『書紀』では「百済肖古王薨、百済国貴須王薨、百済阿花王薨、百済枕流王薨、百済王昌成薨、狛国香岡上王（ぬたのすおりこけ）薨」など他国の王にも「薨」が用いられている。

『旧唐書』には倭国（九州王朝）と日本国（大和朝廷）は別国と書かれているから、伊勢王は別国とされる「倭国（九州王朝）の天子」としての扱いを受けたことになる。

各国の領域（境界）を定める権限があるなら、伊勢王は各国の統治者（王）の上に君臨する人物「王の中の王」となる。

九州年号が示す「『書紀』は伊勢王の事績を剽窃した」

伊勢王は647年に即位し「常色」改元したが、『書紀』に記す「孝徳の事績」は「常色元年」に相応しい。

①『書紀』大化3年（647、常色元年）（4月の後の是歳条）。「七色十三階の冠を制る」

②同647年（常色元年）（12月の後の是歳条）。

◆大化3年（647）是歳、小郡を壊ちて宮造る。天皇小郡宮に処して、礼法を定めたまふ。「午の時に到るに臨みて、鍾を聴きて罷れ。其の鍾撃かむ吏は、赤の巾を前に垂れよ。其の鍾の台は中庭に起てよ」といふ。小郡を壊ちて宮宮（つく）る。小郡の宮に処して礼法を定む」

通説では、大化3年の「七色十三階の冠・礼法」制定は、当然「孝徳の大化の改新の事業」と考えられている。しかし、「常色」の常は「のり。典法」を意味し、色は、[色法] という語で「仏・物質の法をいふ」（諸橋漢和大辞典）。従って、九州年号「常色」は「七色十三階の冠制」創設と「礼法制定」にちなむ年号名となり、特に「冠位を色で区分」する七色十三階の冠制は、九州年号「常色」年号に相応しく、孝徳の事績ではなく、倭国（九州王朝）の新天子「伊勢王」の事績であることを示す。

剽窃された伊勢王の事績(1)「冠位と礼法制定」

集権体制強化に乗り出した伊勢王

「冠制」は新たな官僚制創設を意味し、「礼法」は「律令の「令」」に相当する。伊勢王は即位と同時に集権体制の確立のため、統治組織や法制整備に乗り出したことになる。『書紀』では、九州年号常色・白雉期（647～660）に様々な改革が記されているが、『書紀』編者は伊勢王による一連の「常色の改革」を、伊勢王の名を「消す」ことにより、ヤマトの孝徳の事績、俗にいう「大化の改新」事業に見せかけたことになる。

常色期に全国に「評制」が敷かれた

『皇太神宮儀式帳』『神宮雜例集』『常陸国風土記』により、難波朝廷時（孝徳期）己酉（649大化5年九州年号常色3年）ごろに「評」制度が全国に敷設され、評督領、督領（造）、助督（督造）などが任命されたことが分かる。

◆大化3年（647）是歳、七色十三階の冠を制る

（一曰、織冠。有大小二階。以織爲之。以繡裁冠之縁。服色並用深紫。二曰、繡冠。有大小二階。以繡爲之。其冠之縁・服色、並同織冠。三曰、紫冠。有大小二階。以紫爲之。以織裁冠之縁。服色用淺紫。四曰、錦冠。有大小二階。其大錦冠、以大伯仙錦爲之。以織裁冠之縁。其小錦冠、以小伯仙錦爲之。以大伯仙錦、裁冠之縁。服色並用眞緋。五曰、青冠。以青絹爲之。有大小二階。其大青冠、以大伯仙錦、裁冠之縁。其小青冠、以小伯仙錦、裁冠之縁。服色並用紺。六曰、黒冠。有大小二階。其大黒冠、以車形錦、裁冠之縁。其小黒冠、以稜形錦、裁冠之縁。服色並用緑。七曰、建武。初位。又名立身。以黒絹爲之。以紺裁冠之縁。別有鍙冠。以黒絹爲之。其冠之背、張漆羅、以縁與鈿、異高下。形似於蟬。小錦冠以上之鈿、雜金銀爲之。大小青冠之鈿、以銀爲之。大小黒冠之鈿、以銅爲之。建武之冠、無鈿也）

評制は伊勢王が全国に敷設していった

我が国の地方統治制度は、木簡等で700年以前は全て「評制」であることが分かっている。『書紀』に評制は見えず、ヤマトの王家は「評制」を造らず、最初からの「国郡制」であったように書かれている。「冠制や律令整備」は、全国統治の前提となる制度であり、伊勢王の事績と合う。伊勢王は中央の制度整備に加え、地方統治のための「評制」を敷き、官吏を任命したと考えられる。

剽窃された伊勢王の事績(2) – 「2年繰り上げ」られた白雉改元の式典

九州年号で見直す「白雉改元」

白雉元年は『書紀』の650年ではなく九州年号の652年が正しい

- ①『書紀』の白雉元年は650年（庚戌）だが九州年号白雉元年は652年（壬子）。1996年に「元壬子年木簡」が芦屋市三条九ノ坪遺跡から出土。土器等から7世紀中葉のもの。⇒『書紀』白雉元年（650）「庚戌」ではなく、九州年号白雉元年（652）「壬子」と一致し、九州年号白雉の正しさが証明された（*古田・古賀）。白雉改元の儀式は652年で伊勢王の記事も本来652年。この年に難波宮が完成するから、改元は難波宮完成によることになる。*『書紀』白雉3年（九州年号白雉元年652）秋9月に宮造ること己に訖りぬ。其の宮殿の状、殫に論ふべからず。
- ②『書紀』に記す盛大な改元儀式は前期難波宮でしか行えないが650年では未完成。

九州年号が正しいことは難波宮造営・白雉改元・白雉改元式典は九州王朝の行事であることを示す

付け加えられた「伊勢王」

白雉を執った「天皇」は孝徳でなく「伊勢王」



白雉元年（650）（実際は652年）2月甲申（15日）①朝庭の隊仗、元会儀の如し。左右大臣・百官人等、**四列を「a紫門」の外に為す**。粟田臣飯蟲等**四人を以て、雉の輿を執らしめて、在前ちて去く**。②左右大臣、乃ち百官及び百濟君豊璋・其弟塞城・忠勝・高麗の侍医毛治・新羅侍学士等を率て、「**b中庭**」に至る。



③三国公麻呂・猪名公高見・三輪君甕穗・紀臣乎麻呂岐太、**四人をして、代りて雉の輿を執りて、「c殿の前」に進む**。④時に左右大臣、就きて輿の前頭を執り、伊勢王・三国公麻呂・倉臣小屎、輿の後頭を執りて、「**d御座の前**」に置く。⑤天皇即ち皇太子を召して、**共に執りて観す**。皇太子、退りて再拝みたてまつる。

輿は一貫して「4人」で担ぐが伊勢王らだけが5人、輿の後頭を3人で執るのは不自然、伊勢王が余分。伊勢王も「天皇」も輿を「執」っている。「天皇」は本来「伊勢王」だったが、「共執」とあるのを奇貨として公麻呂らに「伊勢王」を加え、輿の後頭を彼らと「共に執った」事にした。この手法で「伊勢王」は幸徳の臣下とした。13

剽窃された伊勢王の事績(3)－「白雉年号」に見える『書紀』の潤色

「白雉の2年の繰り上げ」が「予言」記事を生む

『書紀』齊明6年（660）の唐・新羅が百済を伐った記事

◆『書紀』齊明6年9月癸卯（5日）に、百済、達率（闕名）・沙彌覺從等を遣して来て奏して曰く…「今年七月、新羅力を恃（たの）み勢いを作（な）して、隣に親（むつみ）ず。唐人を引構（あは）せて、百済を傾け覆す。君臣總な俘（とりこ）にして、ほぼ噍類（のこるもの）無し。その一方、齊明4年（658）に百済の使が「660年に唐・新羅によって百済が侵略され王一族が捕らえられた」と奏上した「未来予知」のような記事がある。◆『書紀』齊明4年（658）是歲。或本に云はく、庚申年（660）の七月に至りて、百済、使を遣して奏言さく、「大唐・新羅、力を并せて我を伐つ。既に義慈王・王后・太子を以て、虜として去ぬ」とまうす。是に由りて、国家、兵士甲卒を以て、西北の畔に陣ぬ。城柵を繕修ひ、山川を断ち塞ぐ兆なりといふ。

（この記事は、「岩波『書紀』の解説」でも、「（庚申は）六年。百済の遣遣は六年九月条。海外資料も六年七月に、唐羅連合軍が百済の国都を攻略、義慈王以下を虜にしたと記す。」とある。）齊明6年の事なら6年に記せばよく、何故ここにあるのか不明だが、『書紀』では、九州年号白雉元年（652）⇒『書紀』白雉元年（650）のように九州年号白雉が「2年間繰り上げ」られていたことを考えれば何の不思議もない。齊明6年は九州年号白雉9年で、これが2年繰り上げられ齊明4年に持ち込まれた、ただし百済遣使は対外記事で年次が明白なので「庚申年の七月に至りて」という「予言」のような句が付加された。そう考えないと齊明6年の事件が齊明4年に語られるのか説明がつかない。

九州年号白雉元年と九州年号命長元年の入れ替え

◆舒明12年（640）5月辛丑（5日）大に設齋す。惠隱僧を請せて、無量寿經を説かしむ。（岩波注）白雉3年4月15日条の前半の重出か。
◆孝徳白雉3年（652）夏4月壬寅（15日）に、沙門惠隱を内裏に請せて、無量寿經を講かしむ。沙門惠資を以て、論議者とす。沙門一千を以て、作聴衆とす。丁未（20日）、講くこと罷む。（岩波注）舒明12年5月条。内容もほぼ同じ。
舒明12年＝九州年号命長元年、孝徳白雉3年＝九州年号白雉元年で両者とも「元年」になる。「5月辛丑（5日）」の翌日の干支は「壬寅」。「夏4月壬寅（15日）」の干支。「大設齋」の翌日の記事を九州年号白雉元年（孝徳白雉3年）に切り貼りしたのだ。残念ながら「孝徳白雉3年5月」には壬寅がない。それで直近の4月に貼り付けたことになる。

これらしたことにより、伊勢王の時代の記録には本来「九州年号」が用いられていたことが分かる。大和朝廷の史官は、「九州年号付き」で書かれた記事をヤマトの天皇の年次に「翻訳」して編纂したことになる。

伊勢王は何故「2度死んだ」と書かれたのか

伊勢王の「2度の薨去記事」は「斉明7年」と「天智7年」の「7年同士の混同」によるとされるが・・・

九州年号「白鳳元年」と「（白鳳）中元元年」という二つの元年が存在した

「伊勢王」が倭国(九州王朝)の天子であれば、その崩御は九州年号で記され、かつ九州年号は改元される。この点、伊勢王の薨去した斉明7年（661）は九州年号「白鳳元年」、そして重複記事の天智7年戊辰（668）は『襲国偽僭考』『和漢年契』『衝口発』等に記す「中元元年」にあたる。

①『襲国偽僭考』（鶴峯戊申）「天智帝之時、中元 四年終、又曰、按戊辰（668）爲元年」②『和漢年契』（高安蘆屋）「天智帝之時中元 四年終、按戊辰爲元年」③『衝口発』（藤貞幹）「天智帝中元 四年 戊辰爲元年。一爲六年、然則六年壬申可係大友天皇」

九州年号「白鳳元年」と「白鳳中元元年」が混同された

「中元」とは古代中国で年号が長く続くときに、途中の区切りに用いられる元号。例として、後漢光武帝の「建武」（A D 25～55）と「建武中元」（56～57）などがある。九州年号白鳳は661年～683年の23年間続くから、中元年号があつて不自然ではないし、明確に九州年号白鳳を継ぐ年号であることを示している。（＊伊勢王の次代の天子の年号）

そして建武中元のように「なんの中元か」わかるよう元年号を付すことがある。そうであれば「白鳳中元」となる。つまり『書紀』編者は九州年号「白鳳元年」と「白鳳中元元年」を混同した、あるいは意図的に混同させたため、二度の薨去記事になったと考えられる。＊斉明期と天智期の区別が出来ず混同したとするより、「白鳳期の『元年』同士の混同」のほうが理解しやすい。

九州年号の混同は伊勢王が倭国（九州王朝）の天子であることを示す

重複記事となった原因は九州年号「白鳳元年」と「（白鳳）中元元年」の混同にある。これは①伊勢王と弟王の薨去が九州年号で記され、②かつ「薨」とあるから2人は九州王朝の皇族で、③百済王の例から伊勢王は倭国(九州王朝)の王・天子であることを示している。＊天武12年（683）記事では「諸王五位」とあるが、「薨」は皇族外の五位に用いられる用語ではない。

「伊勢王（いせのおおきみ）」は何故「二度薨去」したのか

九州年号「白鳳元年」と「白鳳中元元年」が混同された

「中元」とは古代中国で年号が長く続くときに、途中の区切りに用いられる元号。例として、後漢光武帝の「建武」（AD25～55）と「建武中元」（56～57）などがある。九州年号白鳳は661年～683年の23年間続くから、中元年号があっても不自然ではないし、明確に九州年号白鳳を継ぐ年号であることを示している。（＊伊勢王の次代の天子の年号）

そして建武中元のように「なんの中元か」わかるよう元年号を付すことがある。そうであれば「白鳳中元」となる。つまり『書紀』編者は九州年号「白鳳元年」と「白鳳中元元年」を混同した、あるいは意図的に混同させたため、二度の薨去記事になったと考えられる。

33年も在位したし、建武も31年になると区切りが必要なので「中元」とした。ほんとはもっと生きたかったのだが、改元から2年で死んでしまった。そうなら、改元しなければよかったが…。



伊勢王の薨去における九州年号の混同は伊勢王が倭国（九州王朝）の天子であることを示す

「伊勢王」が倭国（九州王朝）の天子であれば、その「崩御」（天皇・天子は崩御、法皇は登遐）は九州年号で記され、かつ九州年号は改元されることになる。伊勢王と弟王の薨去が九州年号「白鳳元年」と「（白鳳）中元元年」で記されているのであれば、二人は九州王朝の人物となろう。

また、ヤマト王家の皇族や大臣、「三位以上」でない（「諸王五位伊勢王」とある）のに「薨」とされているからには2人はヤマトの王家の人間ではなく倭国（九州王朝）の皇族、それも『書紀』は百濟王等の外国の王に「薨」を用いている例から伊勢王は「倭国（九州王朝）の王・天子」であることを示している。＊天武12年（686）記事で「諸王五位」とあるが、「薨」は皇族外の五位に用いられる用語ではない。◆天武12年（686）12月丙寅（13日）、諸王五位伊勢王・大錦下羽田公八国・小錦下多臣品治・小錦下中臣連大嶋、并判官・録史・工匠者等を遣はして、天下に巡行きて、諸国の境界を限分（さか）ふ。然るに是の年、限分ふに堪へず。

『書紀』編者は二度の薨去記事により、伊勢王は一般的な称号で「複数の人物」のように思わせることができた